

平成22年11月22日(月)からあなたの住所の表し方が変わります

みなさんの住所をわかりやすくするため、**11月22日(月)**からあなたの住所の表示が同封の通知書のとおり**変わ**ります。実施当初は若干の不便をお感じになることがあろうかと存じますが、この資料をご覧の上ご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

住居表示についてのお問い合わせは
熊野町 建設部 建設課 土地管理室へ
☎(082) 820-5607

あなたの住所の表し方が次のようになります

◎住居表示を実施する区域
(街区符号と住居番号を使用)

〈例〉 熊野町〇〇〇一丁目23番1号(呉地・川角・出来庭・萩原地区)
熊野町神田23番1号(神田地区)

1 新しい住所の表し方は……

住居表示を実施する区域の場合

〈例〉	(実施前)	熊野町	大字△△	4466番地
				地番
	(実施後)			
	◎一般住宅の場合(個別・一戸建)	熊野町	〇〇〇(一丁目)	23番1号
			町名	街区符号 住居番号
	◎集合住宅の場合(アパート・マンション)	熊野町	〇〇〇(一丁目)	23番1-501号
			町名	街区符号 住居番号
				基礎番号又は棟番号

2 本籍と不動産の表し方は……

住居表示を実施する区域の場合

表示	実施する前	実施した後	備考	お問い合わせ先	TEL
住所	熊野町大字△△4466番地	熊野町〇〇〇(一丁目)23番1号	〇〇〇(一丁目)と街区符号、住居番号を使います。	建設課	820-5607
本籍	熊野町大字△△4466番地	熊野町〇〇〇(一丁目)4466番地	〇〇〇(一丁目)と今までの地番を使います。	住民課(住民G)	820-5604
土地・建物(登記)	熊野町大字△△4466番地	熊野町〇〇〇(一丁目)4466番地(注1)	〇〇〇(一丁目)と今までの地番を使います。	税務課(固定資産税G)	820-5603

(注1) ※一部の地区で、耕地番と山番の関係で同地番があります。混乱を避けるため、法務局において一部地番が整理変更されることもあります。

証明書について

民生部 住民課
☎(082) 820-5604

証明書は、**住居表示変更の通知書(住所)**と**本籍表示変更の通知書(戸籍)**の2つがあります。

■住居表示変更の証明書について

同封の通知書が、11月22日以降より住居表示証明書となりますので大切に保管してください。

■本籍表示変更の通知書について

本籍が変更になる方は、11月22日以降、役場住民課(Tel 820-5604)から戸籍の筆頭者様宛に、郵送で「変更のお知らせの文書」が届きます。

これは、運転免許証の本籍欄変更の証明書として11月22日以降に、警察署等へ提示してください。

▼住居表示変更の通知書

▼本籍表示変更の通知書

※なお、提出先によっては通知書をコピー(感熱紙コピーは不可)したのも、証明書としてご利用いただけます。

○通知書を紛失された場合

11月22日以降 証明書もしくは通知書を無料で発行します。

申請手続 場所: 役場住民課及び西出張所(西公民館内)
時間: 開庁時間内(平日 8:30~17:15)

申請できる人及び申請書記載内容

住居表示証明書の場合

- ・誰でも申請して頂けます。
- ・申請者の氏名・住所・電話番号・必要な方の氏名・新住所(旧住所)

本籍表示変更の通知書の場合

- ・筆頭者、同居者及び直系親族の方のみ申請して頂けます(その他の方は委任状が必要です)。
- ※本人確認のため、身分証明となるもの(運転免許証・保険証等)をご提示ください。